



東京都

令和8年度
訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業

働きながら

無資格
未経験者も
歓迎!障害福祉サービスで
(訪問系・相談系)必要な資格を
取ってみませんか?

事業内容

障害福祉サービス等事業所(訪問系・相談系)で直接支援や相談支援の仕事に就きながら、勤務時間内に研修を受講し、修了を目指します。

対象者

令和8年11月1日までに障害福祉サービス等事業所の直接支援または相談支援業務への就労を希望する方
※過去に勤務経験のあるサービス種別では就労できません。受講対象
研修無資格・未経験
でも受講OK

- 介護職員初任者研修
- 強度行動障害支援者養成研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従業者基礎研修
- 行動援護従業者養成研修
- 重度訪問介護従業者養成研修
- 同行援護従業者養成研修

資格・経験が
求められるもの

- 介護福祉士実務者研修
- サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修
- 相談支援従事者研修(初任者研修)

ポイント



- 1 障害福祉現場での仕事が初めて(無資格・未経験)の方でもOK
- 2 最大6か月間の有期雇用契約を締結
- 3 研修受講料無料! 就業時間内に研修を受講。その間も給与支払いあり。
- 4 事業者と合意があれば継続雇用も可能!
- 5 週20時間未満の雇用形態は副業も可能



社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター(介護・障害人材担当) TEL.03-5211-2910

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階

東京都福祉人材センターホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

※本事業の詳細はホームページでご確認いただけます。⇒

フクシロウ

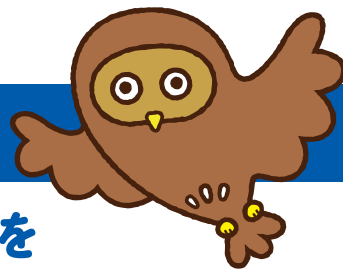
検索



応募方法は裏面をご確認ください。

お問合せ先

利 用 の 流 れ



STEP

1

就職活動

以下の方法で対象事業者を検索・応募してください。

※応募、問い合わせの際は

「訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業希望」とお伝えください。

※各事業者が定める採用試験・面接等を受けていただきます。

※詳しい労働条件や、採用までの流れは各事業者へお問い合わせください。

求人サイトや
チラシを見ての
直接応募もOK!

人材センターHPから検索

人材センターのホームページに、対象となる事業者の一覧を掲載しています。**応募希望の事業者へ直接ご連絡**ください。

ハローワークから検索・応募

お近くのハローワークまたはハローワークインターネットサービスを利用して応募できます。

対象となる事業所の求人票には「**東京都訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業**」と記載があります。

STEP

2

就 職

事業者と有期雇用契約を締結

※遅くとも令和8年11月1日までに就業することが必要です。

※応募状況によっては事業終了が早まる可能性があります。



STEP

3

勤務及び研修受講

障害福祉サービス等事業所（訪問系
相談系）
で就労＋研修受講

就 労 先

本事業を利用できるサービス種別・就労先は、人材センターHPに掲載されている「**対象事業所一覧**」をご確認ください。

研修受講

◎本事業で受講できる研修は表面記載の「受講対象研修」のうちのいずれか1つです。

◎研修によっては、実務要件等の受講要件が定められているものもあります。

◎受講する研修は、就労先の事業者と相談のうえ決定となります。

◎受講可能な研修種類は就労先によって異なりますので、就労希望の事業者に個別にお問い合わせください。

◎研修の申込みや受講料の支払いは就労先となる事業者が行います。

◎本事業期間中は研修受講料の自己負担はありません。

◎事業期間内に研修を修了できなかった場合、事業期間外の継続受講及び補講等については、就労先と相談してください。



STEP

4

有期雇用契約期間終了 ▶ 事業者と合意で継続雇用へ

事業所等に応募、問い合わせる際には「**訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業希望**」とお伝えください。